

をしてまいりたいという立場でございます。

○本村(伸)分科員 私が住んでおります愛知県は、全国の中でも、障害を持った子供たちが通う特別支援学校が足りない、大規模だ、マンモスだというふうになっております。

きようお示しをしております資料は、特別支援学校を大規模順にまとめた表、第五十二回全国特別支援学校長研究大会研究協議会の資料ですけれども、お示ししております。

全国の中で一番児童数が多いのは広島特別支援学校で四百八十四人。二番目から五番目は全て愛知県ということで、二番目に多いのが半田特別支援学校で四百七十一名、三番目が春日台特別支援学校で四百五十八名、そして四番目は三好特別支援学校で四百二十七名、五番目は安城特別支援学校で四百二十五名という順になっております。

私は、先日、愛知県の県立三好特別支援学校の方に行かせていただきましたけれども、先ほども述べましたように、マンモスで、全国でも四番目に多い児童数だということです。

この学校は、国立病院機構の東名古屋病院の施設内学級ですと、あるいは市街地から離れた小原学園というところにも教職員の方が行って、子供たちの発達保障のために本当に頑張っている。教職員の先生方は本当に頑張っているというふう

に思いますけれども、しかし、施設設備の老朽化は本当にひどい。教室が足りないということも本当にひどい。施設が足りないということも本当にひどい状況がございました。

この三好特別支援学校というのは、小学部から高等部まであるわけですが、校舎は児童数がふえていく中で増設をされていて、現在、校舎は九棟ある。四百人以上の子供さんがいますけれども、体育館は狭くて、バスケットコートが一面とれるだけの狭い体育館しかありません。体育館を使う時間割を組むのも大変御苦労されておられます。保健室も、小学部から高等部までであるのに、狭い保健室が一室しかない、常設のベッドも二つしかないという状況で、トイレも古くて数が

足りない。

小学部の校舎から体育館に着くのに、重複の学級の子供たちは、移動するのに十分とか十五分かかる。でも、休憩時間は五分しかない。では、どうするかというと、前の授業を早めに終わらせて移動するということになっておまして、本来必要な授業時間を確保、保障することができない、授業に支障が出ているという現状になっております。

教室が足りないために、音楽室の前に作業室というのがあるんですけども、そこを潰して普通教室にしている。音楽室の目の前が普通教室ということ、ずっと音楽が聞こえた状況の中で学ばなければならぬという子供さんもいらつしやる。

三好特別支援学校だけではなくて、愛知県立の春日台特別支援学校も教室が足りない状況があります。図書館の一区画を教室にしたり、あるいは食堂の一区画を教室にしたり。食堂も、食事が始まりますとガタガタ音がする、子供たちの落ちつきがなくなってしまうという状況がございまして、本当に教室、場所が足りないものですから、文部科学省さんも、パニックを起こした子供さんがクルダウンする、落ちつく部屋が必要だということをお考えだと思っております、そういう部屋さえとることができないという状況にありま

す。馳大臣にお伺いしたいんですけれども、こういう教育施設の現状、どういうふうにお感じになるでしょうか。お答えいただきたいと思っております。

○馳国務大臣 特別支援学校の教育環境の整備については、従来から、地方公共団体において取り組みが進められているところですが、近年の特別支援教育を必要とする児童生徒数の増加により、教室不足が生じている状況があると認識しております。

これによると、教育上の支障として施設の狭隘化など教育環境の悪化が懸念されることを踏まえ、文部科学省では、地方公共団体において、潜

在ニーズを含め児童生徒数を把握し、解消計画を策定、更新した上で、新設校の設置や校舎の増築、分校、分教室の設置など、適切に対応するよう求めております。

また、平成二十六年からは、地方公共団体が可能な限り取り組みを進めやすいように、新たに、廃校施設や余裕教室等の既存施設を活用した特別支援学校の建物の整備に係る補助制度を創設したところであります。平成二十八年年度予算案においても、地方公共団体の事業計画を踏まえた経費を計上しております。

今後とも、地域の実情に応じ、地方公共団体において計画的な整備が行われるよう要請してまいりたいと思っております。

○本村(伸)分科員 設置者に責任があるわけですけれども、しかし、ずっとずっとそういうことを言われていて、なかなか進まないということ、こうやって国会でも取り上げざるを得ないという状況にあるということは、ぜひ御理解をいただきたい、劣悪な教育環境を緊急に改善していただきたいということをお伺いしたいと思っております。

そして、具体的にちよつとお伺いしたいんですけれども、重複、重度の認定についてなんです。

重複、重度の障害を持った子供たちは、認定されれば、教員一人に対して子供さんが三人というふうになるわけですけれども、愛知県の中で、教室が足りない、だから認定されない状況があるというお話をお伺いしました。

本来なら手厚い教育が手厚い体制で行われる子供たちが、教室が足りないとか、そういう理由のために認定されていない、そういうことが起きております。

また、別の学校では、重複、重度の障害の認定はしても、やはり教室が足りないというために、二クラスで一つの教室を使っているという状況がございました。

確認をしたいんですけれども、重複、重度の認

定をするべき子供さんは、教室がどうかとかそういうこととじゃなく、その子の状況を見て認定をして、その子にとって必要な手厚い教育を受けるのが当たり前だと思っておりますけれども、確認したいと思っております。

○小松(親)政府参考人 重複障害の認定をするかどうかというのは、その専門性において行われるべきこととしまして、教室不足かどうかということとは別の問題として取り扱われるべきものと考えます。

○本村(伸)分科員 ありがとうございます。大規模校ということでもう一度戻りたいんですけれども、子供たちが広域から通っているという問題もあるというふうに思います。

先ほど申し上げました三好特別支援学校というのは、スクールバスの時間は大体一時間ということなんで、バス停に行くまでに遅い子はやはり十五分とか三十分とか余分にかかってしまうということ、一時間半ぐらいかかる子もいるのではないかとこのように思われるわけです。

この三好特別支援学校というのは、豊田市、みよし市、日進市、豊明市、長久手市、そして東郷町の五市一町、そして刈谷市からも一人は通学をされているんです。

豊田市だけでも名古屋市の面積の二・八倍もある広大な土地、地域なんです。豊田市だけでも小学校は七十五校、日進市は九校と一分校、豊明市は九校、みよし市は八校、長久手市は六校、東郷町は六校。小学校が百十三校と一分校あるという広大な地域なんです。その広大な地域から特別支援学校に知的障害を持った子供たちが通う、その特別支援学校が一つしかない。広大な地域に一つしかないというのは、私は差別的な扱いじゃないかというふうに思いますけれども、大臣の認識を伺いたいというふうに思います。

○馳国務大臣 愛知県みよし市に所在する県立三好特別支援学校について、御指摘のとおり、豊田市、みよし市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市の五市一町が通学区域となっており、同学校に

において教室不足が課題となっていると承知しております。

愛知県教育委員会によれば、平成二十六年三月に策定した特別支援教育推進計画において、教室不足を解消する観点から、複数校の特別支援学校を県内にバランスよく配置することを検討するとされており、現在、豊明市及び長久手市の近隣にそれぞれ、平成三十年年度または三十一年度知的障害特別支援学校を開設する方向で準備を進めているところであります。

文部科学省としては、実際に特別支援学校が開設されることとなった場合には、必要な支援を検討してまいりたいと思っております。

○本村(伸)分科員 いろいろ計画はあるんですけども、本場にスローペースなんです。

とにか、愛知県というのは特別支援学校の数が足りなくて、大規模校でありました安城特別支援学校は、二〇〇九年に分かれて、七年前にみあい特別支援学校をつくったんです。しかし、この表を見ていただきますと、もう既に全国五番目の大規模になっている。安城特別支援学校が戻っている状況でございます。

そして、大規模校でありました一宮東特別支援学校も、二〇一四年に分かれていなざわ特別支援学校ができたんですけれども、一年目、もう二教室足りない、二年目は六教室足りないという状況になっておりまして、このいなざわ特別支援学校は、定員が二百八十だったんですけれども、現在三百二名の子供さんが通っておられます。

先ほど大臣がおっしゃられたように、大府市、瀬戸市に二〇一八年、一九年とつくられるわけですけれども、間尺に合わない状況がある。

三好特別支援学校も、学校の先生にお伺いすると、すぐニーズがあるんだと。でも、二百人ぐらい受け入れることができない、地域の学校に通っている状況があるということも伺いをいたしました。

やはり、こういうスローペースでは間尺に合わないという現実がございます。こういう状況が放

置されているというのは特別支援学校の設置基準がないからじゃないかということ、先生方からも全国で言われている問題でございます。

学校教育法第三条では、学校を設置する者は、「設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。」というふうに定められておりまして、幼稚園、小中学校、高校、大学、各種学校まで、全て学校の設置基準が策定されております。学校教育法の施行規則の中で、特別支援学校の設置基準は、「別に定める。」というふうに書いてあるにもかかわらず、つくられていない。

障害を持った子供さんの学校にだけ設置基準がないというのはやはりおかしいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○小松(親)政府参考人 設置基準についてのお尋ねでございます。

法令の規定によりまして、ただいま御指摘のように、学校については設置基準を設けていくということも想定した規定が置かれているところでございます。

ただ、特別支援学校につきましては、現状を鑑みますと、対象とする障害種に応じた多様な施設設備が必要とされることから、各学校の状況に応じて柔軟な対応が必要であるという状況があることも事実でございます。こうしたことが可能となるように、設置に当たっての統一的な基準というものが設けられていない状況にございまして、具体的な実情に照らしまして、設置者において、障害のある児童生徒の方々の状況、それから地域の実情等を考慮した上で、一つ一つ適切に判断をしていただくという状況であると考えております。

その上で、今御指摘の特別支援学校の施設不足、教室不足等につきましては、今のような多様性ということは今時点では必要でございますけれども、問題であるというふうに私もは考えておりますので、文部科学省においても、調査はもう毎年度行いまして、各自治体における教室不足の

解消等のための計画的な取り組みを促す、あるいは補助制度等によってその整備を支援するということを行っている状況にございます。

障害をお持ちのお子さんたちの教育の場として、特別支援教育に係る環境が改善されますように、まずは、引き続き、教室不足の解消に取り組みんでいくことに全力を挙げたいというふうに考えております。

○本村(伸)分科員 その設置基準に関しましては、対象となる障害の種類に応じた多様な施設整備が必要になるとか柔軟な対応が可能になるというようなことをずっと言っておりますけれども、各学校でそれができていない。そもそも、施設が足りない、余裕がない。そういう柔軟な対応ができない状況があるんです。先生方も必死に頑張って、やりたくてもできない、そういう状況がある。

これを国としてどうするつもりかというのが問われていると思うんですけども、大臣、お願いいたします。

○馳國務大臣 実は今、委員の質問を聞いていなかったわけではなくて、いただいた資料で、愛知県また名古屋市の、五十七のうち大体幾つ大規模な学校があるのかを実は数えておりまして、九つもありました。これは全国と比べても、正直、愛知県の教育委員会は今まで何をやってきたんだろうかと思わざるを得ません。

各都道府県で、大規模な特別支援教育学校については適正化を図ってきたはずでありますから、なぜ愛知県だけがこんなに突出しているのかなというところについては、大変申しわけありません。

が、私は今その実情は申し合わせておりませんが、この議論というのは、子供たちの立場に立つて考えた場合に、先ほどの重複認定もそうですが、教室が足りない、施設が足りない、設備が足りないという問題と、障害児に支援、教育が必要であるという議論は次元の違う話でありますから、やはり全国の状況も鑑みながら、愛知県の教育委員会にはちょっと頑張っていたかなければ

いけない、私も率直にそういうふうに思っております。

障害者の権利条約、差別禁止、こういうふうな状況に入っているわけでありまして、もちろん財源の確保という問題もありません、専門的に指導する教員の配置という問題もありません、障害者を取り巻く環境の整備には、まさしく教育の観点から、より一層取り組んでいかなければいけない、改めてそういうふうに思います。

○本村(伸)分科員 ありがとうございます。ぜひ、特別支援学校の建設、施設改善の緊急計画を国と地方で作成して、実施をしていただきたいというふうに思います。

もう一点、施設の老朽化、ぼろぼろだという問題についてもお伺いをしたいんです。

私がお伺いしました三好特別支援学校では、暖房はあるんですけども、老朽化しているということ、ききが悪い、外がマイナスイ度だったから、教室の中は暖房をつけてもマイナス四度だ、こういう状況があります。それは春日台特別支援学校でも同じような状況がありまして、防寒着を着ながら授業を受けている、子供たちがそういう状況でございます。夏も四十度を超す。ですから、マイナス四度から四十度という劣悪な室温の中で子供たちが過ごしている。

ちょっと時間がないので、まとめて質問させていただきますけれども、教室の適正な温度はどういうものかというのを後でお示しいただきたいというふうに思います。

それと、資料の二として写真をつけさせていただきましたけれども、三好特別支援学校の状況です。写真の二枚目ですけれども、廊下も先生方が修繕をして、継ぎはぎだらけ。横の壁、天井の継ぎ目から雨漏りがする。先生方にお伺いをしたんですけれども、愛知県内の特別支援学校の古いところは雨漏りが普通にある、こういうふうにおっしゃっております。

耐震化は進んでいるというふうに言いますけれども



ども、耐震化は、建物が倒れないということを保証するだけでございまして、防災の観点からは、やはり老朽化を改善しなければならぬ。地震が起きたときに、天井が落ちたり壁が落ちたりとか、そういう、命にもかかわる問題ですので、やはり防災の観点からも、こういう現状を早急に改善していただきたいというふうに思います。

マイナス四度の教室とか、廊下は継ぎはぎだらけとか、あるいは壁にはびびが入って雨漏りだ、こういう老朽化が著しい状況というのは、「児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」という障害者権利条約に反しているのではないかとこのように思いますけれども、大臣、認識をお伺いしたいと思います。

○石原主査 先に小松局長。

時間がないので、端的にお願いします。

○小松親政府参考人 簡略にお答えいたします。

温度についてのお尋ねがございました。

法令や基準等によりまして、学校については、一棟当たりの延べ面積が八千平方メートル以上について規定されているものは、二十八度C以下というふうな定め方でございますけれども、八千平方メートルより小さい学校につきましては、一番下が十度C以上、一番上が三十度C以下というところが望ましい。各地域の実情に合わせるということとはセットでございますけれども、そのように定めていくところでございます。

○馳國務大臣 何度も申し上げておりますが、当該地方自治体において、その実態に即した、やはり、施設整備も含めた事業計画を立てていただくということ、それに対して我々文科省としても協力するというところに尽きますが、ちょっとひどいではないかと思えます。愛知県の大学知事は私もよく存じておりますが、一度私がこの学校を視察に参りました、ちょっと知事に文句を言いたいと思えます。

やはり意識をこういったところに向けていた

かないと、障害児、障害者に対する、首長としての、また議会の皆さんも恐らく頑張っておられるとは思いますが、改善がやはりなかなか遅々として進まないということにもなりますので。私は、愛知県がそんなに財政上厳しい厳しいと全国と比べても言えないと思えますが、ただ、実情は、まづ地方公共団体として事業計画を立てていただくことが大前提でありますから、そのことを踏まえて対応し、視察にも行きたいと思えますから、私が視察に行くときには委員もぜひついてきてください。よろしくお願いいたします。

○本村(伸)分科員 ありがとうございます。現地に行つていただけたらということは大変心強いというふうに思います。ぜひ私も参加をさせていただきたいと思えます。ぜひ、現地を見ていただけて、実態調査を進めて、改善を早急に図つていただきたいということをお願い申し上げます。質問を終わらせていただきます。

○石原主査 これにて本村伸子君の質疑は終了いたしました。

〔主査退席、井上(實)主査代理着席〕

○井上(實)主査代理 次に、石川昭政君。

○石川分科員 自由民主党茨城五区石川昭政でございます。

本日は、予算委員会の分科会で質問の機会をいただきました。文科省が所管しております研究開発、とりわけ「もんじゅ」、それから核燃料サイクル、あわせて、極低レベルの放射性廃棄物の処分の問題についてお伺いしたいというふうに考えております。

東日本大震災を契機といたしまして、原子力規制委員会の発足、それからエネルギー基本計画の見直しを行いまして、我が国の核燃料サイクルを取り巻く環境がここ数年で大きく変化をしてきています。次世代型の原子炉の研究開発というものは、各国ともエネルギー戦略の中でしっかりと位置づけて、長期的スパンを持って研究開発に

ぎを削っている状況でございます。そこで、今回は、我が国の核燃料サイクルの研究開発、それから世界の研究開発の状況等を踏まえて、「もんじゅ」の問題に入つていきたいというふうに考えておるところでございます。

まず、お伺いをいたしますけれども、世界における高速増殖炉における研究開発状況というのはどのように把握していらっしゃるでしょうか、お伺いしたいと思います。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。

国際的には、フランスやロシア、インド、中国といった国々が高速炉の研究開発に積極的に取り組んでいると承知しております。

特に、フランスは、実証炉でありますスーパーフェニックスを一九八五年から一九九八年まで運転してまいりました。その後、二〇一〇年には、スーパーフェニックスを運転した経験を生かし、放射性廃棄物の有害度低減に特化した実証炉でございます。ASTRIDの開発計画を開始してございまして、二〇二〇年代中の運転開始を目指しているところでございます。

ASTRIDの開発につきましましては、日仏両国で、「もんじゅ」の活用も含めた我が国との高速炉協力に関する取り決めを締結しているところでございます。

また、ロシアや中国、インドといった国は、今後のエネルギー需要の増大を見込み、高速炉の研究開発に積極的に取り組んでおります。例えば、ロシアでは、一九八〇年から原型炉BN600の運転を行つてございまして、二〇一四年には実証炉BN800の初臨界を達成し、二〇一五年には発電を開始してございまして、また、中国では、二〇一〇年に実験炉CEFRの初臨界を達成し、二〇二五年ごろの実証炉の運転を目指してございまして、また、インドでは、一九八五年より実験炉FBTRの運転を行つてございまして、二〇一六年中に原型炉であるPFBRの運転の開始を予定していること承知しております。

○石川分科員 やや付言をいたしますと、ロシア

ア、インド、中国というのは、二〇三〇年代ごろには商業炉の導入を目指している。

それから、先ほど御説明がありましたロシアでありますけれども、チェルノブイリ原発事故、それから連年の崩壊、さまざまトラブルがありまして、昨年十二月ごろからもう稼働を開始しているわけですね。出力は「もんじゅ」の三倍というところでございます。これは、ナトリウム漏れは何と二十七回あったそうなんです。それを克服して、今BN800というものが動いている。さらにこれが、BN1200というものを、もう既に次の設計を用意しているというところでございます。

それから、近年、私が目を見張るのが原子力分野で進展を遂げている中国なんです。これまで実用化は非常に困難だと言われてきました。これまで可能性がない超高温原子炉、VHTRというのがあるんですが、ペリー・ハイ・テンパラチャー・リアクター、この商用炉が完成したという報道が先日専門誌に掲載されて、私は大変驚きました。

それに比べまして、この日本、再稼働も遅々として進まない現状においては、かなり大きく差を広げられているなど残念な思い、率直に言つて危機感を持っております。

天然資源の乏しい我が国は、無限のエネルギーを取り出せるFBR核燃料サイクル研究開発に取り組もうというのは、ある意味当然の帰結だというふうに考えております。

現在、ウラン使用済み燃料から取り出されるプルトニウムというのは、やや過剰な、余剰みだというふうな言われております。三・一以降、この核燃料サイクルプロジェクトに変化があるのかどうか、これについてお伺いしたいと思います。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、エネルギー資源に乏しい我が国は、長期的なエネルギー安定供給の確保という課題の克服を目指しまして、原子力の研究開